山口県内水面漁場管理委員会告示第二号

П

漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示.....

漁管委告示

目

次

平成19年 6月1日 (金曜日)

毎週火・金曜日発行

平成十九年六月一日

の規定により、次のとおり指示する。

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項

Щ

山口県内水面漁場管理委員会

長 髙 石 敏 男

指示の内容

びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は げる区間を除く。) 及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい (まごい及 遺棄してはならない。 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、佐波川水系に係る河川(次に掲

佐波川ダム堰堤から上流の区間

島地川ダム堰堤から上流の区間

指示の有効期間

平成十九年六月一日から平成二十年五月三十一日まで

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)